

茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システムの試行について

令和2年2月
茨城県土木部

標記につきまして、下記のとおり、建設現場における生産性の向上を推進するための取組の一環として、茨城県土木部が発注する建設工事において情報共有システムを試行することとしたのでお知らせします。

記

(試行の概要)

1 対象工事

- ・土木部発注工事（営繕工事を除く）のうち、発注者の指定する工事とする。
- ・ただし、要領適用日時点で公告済（契約済を含む）の案件についても、受発注者協議により、試行対象工事とすることができるものとする。

2 試行対象とする工事帳票

- ・要領 別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表を基本として、受発注者協議により決定するものとする。

3 積算上の取扱い

- ・情報共有システム利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

※詳細については、「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム試行要領」をご参照ください。